平成30年度兵庫県子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース〈利用者支援事業・基本型）〉「地域資源の見学」実施要領

１　目的

兵庫県子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース〈利用者支援事業・基本型）〉の受講生（以下「研修受講生」という）が、地域の保育施設等の地域資源を実際に体験するとともに、担当者とのつながりを構築する。

２　内容

　　研修受講生が、従事する市町内の子育てに関する**地域資源を５か所見学**する。

３　実施期間

平成30年11月12日（月）～平成31年１月31日（木）

　　※見学先の都合により1月31日までに実施できない場合は、２月９日（土）までに実施する。

４　見学対象

（１）事前課題の「地域資源把握シート」記載の施設・事業

（２）市町社協の子育てに関係する施設・事業

（３）地域の当事者活動グループ（子育てサークルなど）

（４）（１）～（３）以外で見学するのに適切な施設や事業

５　見学時の留意点

（１）見学先の施設や事業を見学し、その実際について把握する。

（２）各施設や事業の利用者の特性、他の施設や事業との連携状況等をヒアリングし、今後の業務の参考とする。

（３）施設の立地状況やアクセス、サービスの利用方法等について、利用者の視点で確認する。

（４）利用者にサービスや施設を紹介する際の窓口担当者と対面し関係性を築いておく。

６　見学施設の選定方法

（１）研修受講生が訪問先候補を選定する。

※訪問については、他の研修受講生と共同で訪問してもよい。

（２）研修受講生が作成した訪問先案について**、**市町担当課と相談し、訪問先を決める。訪問先に対しては子育て支援員専門研修（利用者支援事業）のカリキュラムの一環としての実習であることを、市町担当課から連絡してもらう。

　　※施設の種類・規模によって、訪問方法（受講生がまとまって訪問したほうがいい施設、あるいは少数で訪問したほうがいい施設）が異なる場合もあるので、市町担当課と十分相談すること。

（３）市町担当課からの連絡後、受講生が訪問先施設等と連絡を取り、見学実習の依頼（訪問日時の調整及びヒアリング項目の事前連絡）を行う。

※各施設とも多忙な中での見学訪問の受け入れであるため、業務に影響を与えるような内容の依頼は行わないようにする。

７　結果報告

　　各受講生は、平成31年2月13日（水）《必着》までに、別紙「地域資源の見学実施結果報告書」を社会福祉研修所へ提出すること。やむを得ず遅れる場合は必ず期日前に社会福祉研修所に連絡すること。